

## 在京（首都圏）岐阜高等学校同窓会規約 ガイドライン

本ガイドラインの改定は、役員会構成員（会長、副会長、理事）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（役員会構成員は、電磁的記録によって賛否の意思表示をすることができる。）

### 【Ⅰ】同窓会規約 第2条の実務指針は、以下の通りとする。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とし、政治的・宗教的・商業的行為およびそれらに協力する活動を行わない。
--

#### （1）政治的

総会及び懇親会（以下、「総会等」と言う。）で、国会議員、知事、市長及び官庁幹部職員等からの祝辞、挨拶等を行わない。

#### （2）宗教的

総会等での「黙祷」は、一般的に特定宗教に限定されず、所定の宗教における儀式的な意味合いもなく、故人に対して礼をすることと解されることから「是」とするが、その他の宗教的行為（宗教講話、ミサ、賛美歌斉唱、等）は行わない。

#### （3）商業的

①イベント出演者による総会等を開催する会場での軽度の物品販売（CD、DVD、その他制作物）、チラシ（リサイタル、コンサート等）及び粗品等の配布は「是」とするが、あくまで出席者の自由意志による購入又は受領とする。

※出席者全員を対象とした配布は認めない。

②一般参加者による、物品販売、チラシ及び粗品等の配布は認めない。

### 【Ⅱ】同窓会規約 第3章（第5条から第8条）役員に係る実務指針は、以下の通りとする。

（1）会長は、副会長又は理事経験者とする。

（2）副会長は、理事経験者とする。

（3）顧問・参与は、会長、副会長経験者とする。

以上

2015年3月28日 役員会承認

2015年6月27日 施行